

労働保険の年度更新と社保の算定基礎届の時期です。源泉所得税の特例納付も7/10まで！
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく



「貴方の利用されていた契約会社…から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出され…管理番号(く)498裁判…を開始させて頂く…」
「連絡がなき場合…執行官立ち会いの元…差押えを強制的に履行…執行証書の交付の承諾を…。取下げ最終期日は5/26…等と意味不明のハガキが届いたが何？」との相談がA夫人からありました。差出人は東京霞が関の“法務局管轄支局民事訴訟管理センター”、問合せ窓口

は03-6384-4510…。A夫人は8年前に死別した夫の負債相続放棄の手続きを家庭裁判所で行っていました。このデータがどこかで漏れて悪質な詐欺業者に渡っている可能性があります。それにしてもハガキの文面の出鱈目さには開いた口が塞がりません。法律用語をちりばめ受け取った人を不安にさせる新たな手法の詐欺。絶対に問い合わせなどの電話をしないで下さい。国民生活センター『188』に電話して下さい。今年の4月からこの手の詐欺が全国で急増。ご注意を！

裁判用語を饅めた **新**手の詐欺 不安なら188



7月から当事務所の所長に就任しました弁護士西馬良和です。「依頼者の立場に立った法的サポート」をモットーに現在地で法律事務所を開業して5年になります。お陰様で住民の方々や企業の皆様のお役に立てる事務所経営を展開して参る事が出来ました。「四十にして惑わず(論語)」と言いますが、40歳の私にとりましては文字どおり不惑の年です。行政書士の父と社労士の岩尾勝が38年かけて築いてきた「信用という財産」を引き継ぎ、地域の皆さん

に信頼される仕事をこれからも継続発展させていく所存です。先月号の豆ニュースでお知らせしましたが、コンサル契約に弁護士の顧問契約料を月額5千円程加算して頂くことで①役員・事業主・家族・従業員は何回でも無料で相談(当法律事務所への平日来所による対応)②契約者の会社案内文書に当顧問弁護士名の記載③内容証明による請求書を弁護士名入りに…等が可能になります。是非ご検討下さい。

信用信頼を財産に **お役に立つ** 事務所業務を発展



※当事務所からお掛けする①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379の4つの番号は発信専用の電話番号です。
当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。